

令和8年5月29日

お客様各位

奄美大島信用金庫

奄美大島信用金庫の鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫
鹿児島相互信用金庫が実施している相続手続き共通化への参加について

奄美大島信用金庫（理事長 伊東博久）は鹿児島銀行（取締役頭取 郡山明久）、南日本銀行（取締役頭取 田中暁爾）、鹿児島信用金庫（理事長 市川博海）、鹿児島相互信用金庫（理事長 永倉悦雄）が令和8年2月より実施している、相続手続きの一部共通化について、参画することになりましたので下記のとおりお知らせします。

今後もお客さまの課題解決に向けて、より一層サービスの向上に努めてまいります。

記

1. 共通化の目的

高齢化社会の進展により相続手続きの増加が予想されるなか、金融機関ごとに書類の様式や記入内容が異なるなど、お客さまにとって手続きが煩雑であるという課題があります。この度、お客さまのご負担を少しでも軽減することを目的として、鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫の4行で実施している、相続手続きの一部共通化の取組に参画することとしました。

2. 相続手続きの共通化の概要

相続依頼書の様式・記入内容の共通化

※本件は相続手続きを共同で実施するものではないため、必要書類の提出はこれまで同様、金融機関ごとに必要となります。また、お取引内容により金融機関ごとに相違する取り扱いもございます。

3. 運用開始時期

令和8年6月1日

鹿児島銀行、南日本銀行、鹿児島信用金庫、鹿児島相互信用金庫4行の共通化は令和8年2月より実施していますが、当金庫の運用開始は2026年6月1日になります。
